

愛知中小企業家同友会

2013/7/21 参院選に向けた、貴党の中小企業政策に関するご質問

●質問については各400字以内でお願いしました。(回答6月21日~7月2日)

※回答をお願いしたのは、今回第23回参議院議員選挙に際し、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年十一月二十五日法律第百六号)に該当する政党、かつ6月20日時点で愛知県内に各党の地方本部等に類する組織を持った政党にお願いいたしました。

※お断り (1) 到着順に上段より掲載しました。(2) 明確な誤植と思われる箇所は当方にて訂正しました。(3) 「日本維新の会」「みどりの風」については、回答期限までに残念ながらお返事を頂くことができませんでした。

	(1)	(2)	(3)
質問項目	2010年に閣議決定された「中小企業憲章」では、中小企業の経済的・社会的役割が明確に打ち出され、中小企業を国の経済・社会政策の柱と位置付ける政策理念が掲げられています。当会ではこの「中小企業憲章」を閣議決定に留めず、国民の総意として国会決議を目指すことが、真に持続可能な経済・社会政策を実現し、国民一人ひとりが大切にされる豊かな国づくりに直結するものと考えております。この点に関して貴党のお考えをお聞かせ下さい。	中小企業金融円滑化法が2013年3月末をもって期限切れとなりました。これまで目立った変化は見られていませんが、中小企業経営の現場では新規融資がおりづらく、新たな事業展開ができない状況があります。中小企業がチャレンジし、新たなビジネス、産業の創出を進めていくには、金融は欠かせないものです。こうしたなかで、貴党の考える中小企業への金融面での政策構想をお聞かせ下さい。	貴党の考える中小企業に対する重点政策についてお聞かせ下さい。
生活の党	わが党は日本の経済を支えているのは中小零細企業の皆様であり、今のアベノミクスは一部の大企業や輸出産業のみが恩恵を受けております。従いまして、日本経済を支える中小企業を元気にすることがデフレからの脱却に一番効果が出ると思います。それには、同友会の皆様が推奨月間をもうけて、運動をされている「中小企業憲章」の国会決議に向けて頑張ります。私も、2012年2月の予算委員会を取り上げさせていただきます。	これは明らかに、政府与党の参議院選挙対策であり、選挙後は貸しはがし等の動きが出てくるのではと懸念いたしております。私も麻生大臣へこの件につきましては質問をさせて頂きましたが歯切れの悪い答弁であったと思います。参議院選挙後の動きを注視したいと思っています。わが党としては信用保証協会の活用法と中小零細企業に理解のあるものにしていきたいと思います。	中小零細企業の育成・再生支援 ・中小企業に対する融資支援制度の拡充、税制上の措置などにより、新規事業への参入、事業の統合・再編などがしやすくなるよう環境を整備する。また、民間投資促進のための施策(設備投資減税、加速度償却等)を積極的に行う。 ・金融機関の中小企業融資について個人保証を撤廃し、連帯保証人制度の在り方を改善する。
日本共産党	中小企業・自営業者は、製造、建設、小売り、サービスなどあらゆる分野で大きな役割を果たし、雇用の最大の担い手であり、日本経済の「根幹」といふべき重要な存在です。貴団体をはじめとした中小企業団体の運動によって、中小企業憲章が閣議決定されましたが、国会決議には至りませんでした。日本共産党は、貴団体が求めているように、中小企業憲章を国民の総意として国会決議すべきと考えます。同時に、中小企業の役割を明確にし、「どんな問題でも中小企業の立場で考えていく」とした憲章の立場で、破たんした従来の中小企業政策を総合的に見直ししていくべきです。具体的には、憲章の立場で、大企業中心の経済政策を見直す第一歩として、中小企業基本法を改正し、小企業憲章・小規模企業基本法の制定、中小企業施策を実施するための「中小企業政策会議」の創設など必要な法整備を行います。	金融円滑化法が2013年3月末をもって打ち切られました。政府は、円滑化法の趣旨を活かした融資を行うよう指導するとしていますが、中小企業への貸し出し額は減少しています。東海地方でも円滑化法打ち切りの影響による中小企業の倒産も出ています。金融円滑化法を復活し、さらに使い勝手の良い制度につくりかえます。金融庁が、金融機関の中小企業融資実態の把握につとめるとともに、日本政策金融公庫など、政府系金融機関による中小企業への資金供給を拡大します。これらを法的に保障するために、地域と中小企業への資金供給、仕事づくり支援などについての金融機関のとりくみを評価(アセスメント)する「地域金融活性化法」を制定します。日本政策金融公庫などによる貸し渋りをやめさせ、全中小企業が使える「一般保証」制度を導入された「部分保証」を廃止して、全額保証に戻し、リスクに応じた保証料率をあらためさせます。個人保証は原則廃止とします。	中小企業を日本経済の根幹と位置づけ、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策に転換します。緊急対策として、①国民生活と中小企業を苦境におとしめるアベノミクスの中止を求めます。②消費税の増税を中止し、免税点を引き上げます。③被災地での生業、中小企業の復旧、復興を全面的に支援します。④住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成、トライアル発注、官公需など、中小企業に仕事を増やす施策を実施します。⑤地域経済を支える中小企業を支援し、雇用を確保し、暮らしを守ります。⑥「日本の宝」である町工場を守るため、固定費補助などの緊急・直接支援を行います。⑦中小企業金融円滑化法を復活し、中小企業への資金繰りを確保します。さらに、単価たきなど不公平な取り引きをやめさせるよう下請け取引を適正化し、大企業と中小企業の公正な取引を保障するルールをつくります。中小企業予算を1兆円に増額し、本格的な中小企業振興策をすすめます。
社会民主党	企業の99%を占め、雇用の7割を占める中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置付けている「中小企業憲章」を国会で決議します。また、憲章と車の両輪である「中小企業振興条例」の制定を、各自治体に呼びかけます。	中小企業金融円滑化法が廃止され、日銀の「異次元の金融緩和」の恩恵を受けづらい中小企業に対する資金繰り支援を強化します。また、担保や個人保証主義から脱却し、将来性や地域性、環境重視による融資の促進など資金調達の多様化を図ります。日本政策金融公庫や商工中金など政府系金融の民営化を見直し、中小企業の拠り所となる公的金融機能を強化します。セーフティネット貸付の融資・返済条件を緩和、緊急保証制度は全業種に拡大、返済期間を緩和します。信用補完制度は保証料率を引き下げ、責任共有制度は小口零細企業保証制度の上限引き上げへと見直します。日本版「地域再投資法」(金融アセスメント法)を創設し、民間金融機関に中小企業、NPO、ベンチャー企業、中低所得者層、女性などへの公正な融資を義務付けるとともに、金融機関の活動を評価し、地域雇用の創出、地場産業の育成、地域経済の活性化につなげます。	中小企業に対する法人税(所得800万円以下は15%)は、税率を11%に引き下げるとともに、適用所得を1,600万円に引き上げます。大企業優先の産業政策から独立し、中小企業の地位向上と政策の実現を図るため「中小企業担当大臣」を設置します。また、中小企業予算を倍増し、中小企業基本法における中小企業の量的規定を細分化することで、きめ細かい予算配分を実施します。公正な下請け取引を実現するため、大企業による一方的な下請け単価の決定や不当廉売・優先的地位の乱用などの監督機能を強化する下請法改正に取り組みます。また、公正取引委員会の下請取引部門の権限を強化します。官公需法にもとづく中小企業向け発注枠の拡大と目標額の増額で、中小零細企業の受注機会を拡大を図ります。また、各自治体において公契約条例を制定し、公契約事業者と労働者の雇用の安定を図ります。
みんなの党	中小企業憲章の趣旨、とりわけ「基本原則」に示された、中小・ベンチャー企業が思う存分力を発揮でき、かつ、自らの創意工夫で新しい市場を切り拓く挑戦を促すよう環境整備を行うことについては、みんなの党も賛同いたします。中小企業憲章を国会決議とする際には、民間企業の自由な経済活動を後押しするために、規制改革、金融改革、税制改革をいかに進めていくべきか、与野党間で活発な議論を行いたいと考えます。	みんなの党は、2012年の中小企業金融円滑化法の1年再延長に唯一反対しました。経済情勢の悪化による中小企業倒産の急激な増加を防ぐという意味では役に立ちましたが、中小企業や金融機関の行動変化、産業構造改革には結びつかなかったからです。みんなの党は、中小・ベンチャー企業の資金調達を円滑にし、産業構造改革へと結びつけるために、①中小企業向けローン債権に政府保証を付与した上で証券化、地域型投資信託の活用を含めて債券を流動化します。②インターネット等を通じて不特定多数の人々から少額の資金提供を受けること(クラウドファンディング)の法整備や、出資と融資の中間の資金提供手段(メザンファイナンス)の推進等、多様な資本調達の選択肢を用意します。	・積極的な規制改革、金融改革、税制改革により、地域主体で地域密着型産業・企業(医療・介護、福祉、子育て、家事支援、教育、農業等)を創出します。 ・地域主導により産業クラスター政策を推進します。各地域が独自性・専門性を持つことで、クラスター独自の魅力を高めるとともに、地域としての営業力を向上させ、民間主導でヒト・モノ・カネがクラスターに集まるよう政策誘導を行います。 ・企業再編、円滑な事業継承等、中小企業の資本構造改革を支援します。零細企業の規模拡大を目的としたM&Aや、親族以外への事業継承を広く認める等の施策を行います。 ・事業継続を断念するに当たり、余力のあるうちに事業を終わらせるための支援を実施します。事業整理支援ローンに対する利子補給等を通じ、新たな産業構造への転換、新陳代謝を促進します。 ・なお、中小企業政策は、長期的には地域に権限・財源・人間を大幅に委譲し、地域が担うべきものと考えます。
自由民主党	中小企業の経営及び創業の促進、経営基盤の強化などを中小企業政策の基本方針に位置付けている中小企業基本法に基づき、従来、中小企業への円滑な資金供給を柱とし、新事業への挑戦支援、もの作り中小企業の強化など、様々な対策を実行しているところです。施策の具体的な実施にあたっては、中小企業支援という横割りの政策軸により、各府省横断的に実施することを旨としつつ、実際の支援に際しても関係府省と幅広く連携して実行しております。こうした中で「中小企業憲章」を制定することは、実上屋を重ねることになります。わが党は、よりきめ細やかな中小・小規模事業者向けの政策を実施するべく小規模企業基本法の制定を公約しており、中小企業憲章を国会で決議する必要はないと考えます。	円滑化法終了後も、金融機関が、貸出条件の変更への柔軟な対応、新規融資の増加に努めるなど、中小企業・小規模事業者に対する必要な資金供給に努めるよう、金融機関への指導、検査、監督を徹底し、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの影響を防ぐ必要があります。特に、金融機関による新規融資の取組状況については、中小企業・小規模事業者をはじめとした借り手にしっかりと向き合い、必要な資金供給に努めることが金融機関としての本来の役割であるという点を十分に踏まえ、預貸率、A/B/Lをはじめとした新規融資への取組に関する開示状況等を含め、検査・監督の重点項目に掲げて点検・検証するなど、適切な対応をとるべきです。他にも、適切な信用保証の提供に努めることや、専門家による中小企業支援サポート体制を充実することが望まれますが、いずれにしてもきめ細かな金融支援等を行うとともに、中小企業等への周知を徹底し、将来の経営に対する不安の払拭に努めるべきです。	わが国経済の基盤である中小企業・小規模事業者を成長戦略の中核に位置づけ技術開発、販路開拓、事業承継、商店街の多機能化等を強力に支援します。また、地域に眠る技術資源の発掘から黒字化までのプログラム制定への支援、新市場創造や海外市場獲得につながる分野の裾野産業への支援、最も資金繰りが苦しい創業当初の時期への支援を図ります。「地方産業競争力協議会(仮称)」を地域ブロックごとに設置するなど、地方企業の声を速やかに国の政策に反映する仕組みを導入します。また、現場目線の支援を実現させるべく、「地域企業支援コンシェルジュ(仮称)」を設けるなどして、利便性の高いワンストップ支援体制の構築やキーパーソンの開拓・交流促進を図ります。また、個人保証がなくても融資を受けることができる金融の枠組みを作ること等を内容とするガイドラインを早期に制定します。中小企業活性化と地域経済活性化を一体的に実現するため、地域経済圏単位でのクラスター形成を推進します。
民主党	民主党政権下において、平成22年6月18日に、人材の育成・確保、公正な市場環境の整備、中小企業向け金融の円滑化等を内容とする中小企業憲章を閣議決定しました。我が国産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育てるため、内閣に中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章の理念を実践します。	民主党政権下において、円滑化法の期限到来後の検査、監督の方針、今までと何も変わるところはないということを明確にしました。日常の検査、監督を通じて、金融機関に対し、関係金融機関と十分に連携を図りながら、貸付条件の変更あるいは円滑な資金供給に努めるよう指導していくこと、金融機関に対しては、引き続き、それぞれ借り手の経営課題に応じた最適な解決策を借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行、支援するように指導することを明らかにしました。さらに、金融円滑化法の期限切れ対応に向け、「地域経済活性化支援機構」の創設などが行われるようになりました。今後は、かかる政策を着実に実行しつつ、「金融アセスメント法」等の制定に加え、金融機関による貸し付けに際し、経営者以外の第三者を保証人として求めることを禁止とする民法改正をめざします。	産官学連携による人材育成支援、ものづくりの技術・技能の伝承や熟練技能の活躍などを通じた様々な指向を持つ小規模企業への実情に沿った細かな支援、日本経済の担い手である中小企業を育てます。情報・資金等様々な理由で海外展開を躊躇する中小企業にODA事業も活用し支援を行うなど、海外の旺盛な需要を取り込んでいきます。また、ちいさな企業に光を当て、地域の核となる中小企業を発展、活躍させます。中小企業を支援する税制(事業承継、印紙税、交際費課税など)の強化・改善、中小企業の代表者本人以外の第三者連帯保証を禁止するといった万全の体制で資金繰りを支援する等、中小企業をしっかり支えます。消費増税転嫁対策のための特別措置法も踏まえ、事業者等が価格に消費税分を適正に転嫁できるようにします。
公明党	すでに中小企業家同友会全国協議会より、党中央の会合で同趣旨の要望をお受けし、従前より取り組んできております。ご要請の趣旨に沿いますよう、全力で取り組んでいきます。	公明党は中小企業の経営者から寄せられた不安の声を重く受け止めて、本年3月7日、政府に対して法終了後も中小企業、小規模事業者へ金融支援に万全の配慮を行うよう申し入れ、政府は、金融支援に万全を期するための総合的な支援体制を用意しました。個人と法人の資産の分離を前提に、事業者が金融機関からの融資を受ける際に重い負担となる、個人保証の段階的廃止を目指します。また、柔軟な資金調達を可能とするため、特定の事業者を対象に収益性に基づいて融資を受けられ、対象事業以外には債務請求の範囲を過ぎないノンリコースローンの普及・拡大を目指します。こうした返済義務を融資対象に限定した融資制度により、中小企業の事業再生や経営者の再チャレンジを力強く応援します。中小企業の資金繰り、事業再生、販売等を含め、ワンストップで相談が受けられる窓口を地域の実情に応じて整備し、中小企業支援体制を強化します。	日本の中小企業は優れた技術などを持ちながらも、海外展開のための情報や手法に乏しいのが実情です。そこで、国内での相談体制の強化を進め、税務や法務、知的財産に関する相談、パートナー探しなどを海外でワンストップで支援する体制を整備します。中小企業のホームページの翻訳支援などを通じ、海外での販路開拓を後押しし、高い評価を得ている日本のアニメなど「クール・ジャパン」を積極的に発信します。また今後の企業の担い手となる女性や若者の起業・創業支援を目指します。例えば、起業準備期間の生活支援として、貸与型の生活助成金「NEWビジネスチャレンジローン(仮称)」の創設を目指します。その他、円安による燃料や原材料価格高騰への支援、中小企業の魅力発信やインターネットを活用したマッチング支援の強化、インターンシップ制度の拡充、事業再生や経営者の再チャレンジの強力支援を重点政策として進めていきます。